



『里山林と地域住民をつなげよう』

～森林・山村多面的機能発揮対策の概要～



逢坂喜代美

北海道水産林務部森林環境局森林活用課

交付金のメニュー

日ごろから北海道内の森林づくりにご協力いただき、ありがとうございます。この事業は、森林の多面的機能の発揮を図り、山村地域のコミュニティを維持・活性化させることを目的に、地域住民などによる森林の保全管理活動などを支援する国の施策です。交付金事業と評価検証事業に分かれており、本日はこのうち交付金事業（令和2年度の予算概算決定額13億4400万円）についてご説明します。

国庫からの交付金事業

交付金は、メニュー別・タイプ別にそれぞれ単価や上限額が設定されています（図1）。

活動を始めるにあたって、まず「この場所でこんな活動をします」という3年間の計画を立てていただく必要があります。計画の初年度のみ、森林の現況調査や計画実施のための話し合い、技術や安全に関する研修の実施などの経費に対する支援として、活動推進費（国費上限11万2500円）をご利用いただけます。

一方、メインメニュー・サブメニューに対する交付金は、初年から最終年（3年目）まで、毎年の活動に対する支援です。

メインメニューのうち地域環境保全タイプにある「里山林保全活動」は、森林内の雑草木の刈り払いや植栽などの取り組みに

対する支援です。（「侵入竹除去・竹林整備活動」は北海道は対象外）また森林資源利用タイプは、木質バイオマスや薪、シイタケ原木などとして利用するための伐採や搬出を支援するため、どちらも1haあたり12万円を上限に国費の交付を受けることができます。

雑草木の刈り払い・集積・処理作業に対しては、地域環境保全タイプも森林資源利用タイプも当てはまりますが、いずれか一方を選択して申請してください。また、同じ年度内に何カ所かで作業する場合は、場所ごとに異なるタイプを選ぶことができます。どちらの場合も、見回り活動だけでは交付対象となりませんのでご注意ください。

図1

支援メニューと国の交付額（金額は1年あたり）

活動推進費 （3年間の活動計画を具体化する取組に対する支援） 現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等 3年間の活動計画の初年度のみ 112,500円		
メインメニュー		
地域環境保全タイプ 里山林保全活動 120,000円/ha	森林資源利用タイプ 侵入竹除去・竹林整備活動 285,000円/ha	薪等として利用するための伐採・搬出等の活動 120,000円/ha
サイドメニュー		
森林機能強化タイプ 路網の補修・機能強化等 800円/m	活動の実施に必要な機材及び資材の整備 刈払機・チェーンソーなど 購入費用の1/2 林内作業車・薪割り機など 購入費用の1/3	

サイドメニューは、メインメニューの活動に伴う経費を支援するものです。森林機能強化タイプは、活動前後の林内の路網の整備・補修などに対する支援で、1m当たり800円を上限に国費が交付されます。シカ・クマなど鳥獣害防止柵の設置や補修などにも利用できます。メインメニューの活動のために必要な資機材の購入・設置支援もあり、必要額の1/2ないし1/3以内を上限に国庫から交付されます。

地方自治体からの支援

国からの交付金は、北海道地域協議会を通じて各活動組織に交付されます。またこれとは別に、平成29年度から、北海道や市町村からの補助事業が始まっています(図2)。

市町村による補助は国庫交付金額の1/6を目安とし、さらに北海道が、市町村が支援を行なう活動組織を対象に、当初の国からの交付金の額の1/6以内を目安に補助を行なっています。ただし市町村による支援は任意です。今年2月上旬の林野庁の説明によれば、この交付金事業に則して活動組織に補助金を出している市町村は、まだ全体の5割程度にとどまっています。「補助金拠出を市町村に義務づけるべきだ」という意見が出ているようですが、決定ではありません。

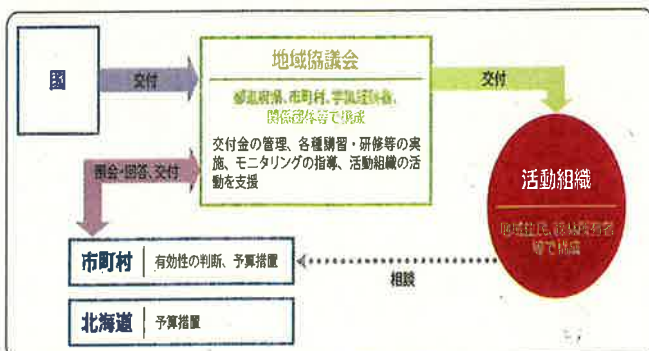
市町村の補助がない活動組織は、北海道の補助対象とならず、国からの交付金のみが支払われます。また、サイドメニューの「活動の実施に必要な機材及び資材の整備」については、北海道・市町村からの補助はありません。

なお、市町村が活動組織に補助を行なう場合、国から当該市町村に対し、負担額の7/10相当の特別交付税が措置される予定です。都道府県に対する特別交付税措置は負担額の1/2です。

図2

交付金等の交付の流れ

【フロー図】



支援を受けるための条件

本交付金による支援は、地域住民や森林所有者など、地域の実情に応じた3名以上で構成する活動組織に対して行なわれません。交付を希望する活動組織は、構成員・活動区域・規約などの要件を満たし、1期3年間の活動計画書と計画図などの必要書類を整えて、北海道地域協議会に申請してください。交付対象の森林は「森林経営計画が策定されていない、面積0.1ha以上の森林」に限ります。トラブルなく円滑に活動できるように、あらかじめ森林所有者と協定を締結しておくことも条件です。交付金を受けるために、森林経営計画の対象から外したりすることは、本交付金や森林に関する法令の目的から好ましくありません。森林経営計画が策定されている場合は、森林整備直接支援事業など他の補助事業をご検討ください。

2期目以降の活動ルール

今年度(令和元年度)以降に、活動が2期目、3期目に突入する活動組織は、これまでと「同じ場所」で「同じメインメニュー」による活動は交付金の対象となりませんので、ご注意ください。

2期目以降も交付金を活用する場合の選択肢は、

- ①これまでと「同じメインメニュー」を続けるなら、これまで活動を行なっていない「違う場所」で実施する(図3)
- ②これまでと「同じ場所」で活動を続けるなら、これまでと「違うメインメニュー」に切り替える(図4)

のいずれかです。

①のケースでは、たとえば、第1期(1年目~3年目)に○町の1林班と2林班で活動する計画を立てたが、実際に活動したのが1林班のみで2林班では活動しなかった、という場合でも、第2期(4年目~6年目)以降は、1林班と2林班はいずれも本交付金の対象から外れます。計画期間の途中で活動場所の縮小や変更があった場合は、速やかに北海道地域協議会に計画変更の相談・申請をしてください。

また②のケースは、結論を申し上げますと、「地域環境保全タイプ(里山林保全)」から「森林資源利用タイプ」に切り替える場合のみ交付の対象になります。

収支書類保管管理にご留意を

この交付金の財源は、国民から集められた税金です。これまで他県での会計検査院による実地検査で、交付条件に反して森

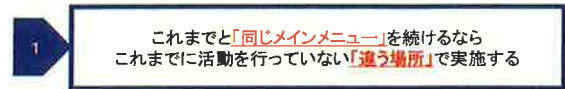
林経営計画策定地内での活動に交付金が支払われていた事例が判明し、返納にいたっています。

実地検査では、収支関係書類・活動内容を証明する写真類・交付金で購入した資機材の保管や使用状況などがチェックされます。交付金に関する書類は、交付金を受けた日が属する年度の終了の翌日から5年間の保管が義務づけられています。また、交付金で購入した資機材は、活動組織の活動が終了した後でも、農林水産省で定める処分制限期間を過ぎるまで、売り払ったり譲渡したりできません。適切な取り扱いをお願いします。

なお、本交付金の周知や活動組織への指導・支援を行なうために必要な経費を、国から都道府県を通じて市町村に交付する制度があります。利用を希望される市町村は、北海道への交付申請をお願いします。

この事業の概要は、北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会や、林野庁のホームページにも掲載されています。ご不明な点がございましたら、北海道地域協議会や北海道水産林務部にご相談ください。

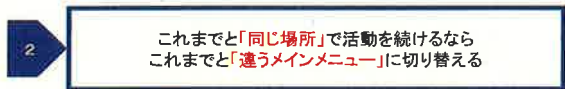
図3



(例) 第1期(2017~2019年度)に、「地域環境保全タイプ」の実施を計画していた場合で、第2期以降も「地域環境保全タイプ」を続けたい場合

	第1期			第2期以降
	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	
(例①)	●●町 1林班	●●町 1林班	●●町 1林班	●●町の1林班 以外 で実施
(例②)	●●町 1林班	●●町 2林班	●●町 3林班	●●町の1、2、3林班 以外 で実施

図4



(例) これまでと同じ場所(●●町の1林班)で、今後も本交付金の活動を続ける場合



林野庁「森林・山村多面的機能発揮対策」のページ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>
 北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会のページ <https://shinrin-sanson.h-green.or.jp/>

図5 森林・山村多面的機能発揮対策 【令和2年度予算概算決定額 1,353 (1,425) 百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、**地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援**します。

<政策目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合 (8割 [令和3年度まで])
- 自主的に横展開を図る取組を行うなど地域コミュニティの維持・活性化につながる活動を行った活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

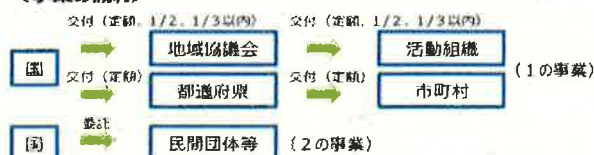
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,344 (1,413) 百万円

- 地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する**活動組織**が実施する**里山林の保全、森林資源の利活用等**の取組を支援します。
- 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に、1活動組織当たり500万円/年(国からの交付額)を上限として支援します。採択に当たっては、3年間の活動計画等が必要です。
- 地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るため中山間地域における**農地等の維持保全**にも資する取組、**有人園境離島地域**で計画された活動等を行う場合は、優先的に支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 9 (12) 百万円

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会**等を開催します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

